規制の事前評価書

1 規制の名称

練習射撃場制度の拡充

2 担当部局

警察庁生活安全局保安課

3 評価実施時期及び分析対象期間

- (1) 評価実施時期 平成26年9月
- (2) 分析対象期間 平成25年1月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)は、一定の構造及び設備を有し、練習射撃指導員が選任されている指定射撃場をその設置者等の申請に基づき練習射撃場として指定し、練習用備付け銃を使用して射撃練習を行うことができることとしている(練習射撃場制度)。(注)猟銃の操作及び射撃に関する技能が低下していること等に起因する事故の絶無を図る上では、猟銃を所持する者がその技能の向上のために射撃を行う機会が豊富に確保されていることが望ましいところ、許可を受けた猟銃以外の猟銃による射撃練習を行うことができる同制度は、許可を受けた猟銃が故障している場合等であっても射撃練習を行うことができるため、猟銃の操作及び射撃の技能の維持向上に資するものであるほか、別の猟銃を購入しようとする場合における自分の体格、技量等に合った猟銃の選定等にも役立つものである。また、これらの点は、技能検定等の課程を修了して許可を受ける前段階にある者についても同様に当てはまると考えられる。さらに、練習射撃場に備え付けられた猟銃を使用することから、自らが許可を受けた猟銃を射撃練習のたびに自宅から運搬する必要もないため、同制度は、運搬に伴う盗難、亡失等の事故防止にも資することとなる。

(注)平成25年12月末時点での全国の練習射撃場の総数は72である。

現行の銃刀法においては、空気銃については練習射撃場制度の対象としていないところであるが、練習射撃場についての上記の利点は空気銃にも当てはまると考えられる。特に、年少射撃資格者が特定の射撃指導員(以下「年少射撃監督者」という。)の監督を受けて空気銃を所持することができる年少射撃資格認定制度の下では、年少射撃監督者の都合が付く場合にしか射撃練習ができないほか、仮に複数の年少射撃監

督者の監督を受けることとした場合であっても、年少射撃監督者が変わるたびに用いることのできる空気銃が変わるとの問題が指摘されている。

また、ナショナルチームのコーチやトップクラスの選手等の射撃指導員から射撃の 指導を受けるため、全国で選抜された年少射撃資格者が一つの射撃場に集まって短期 合宿を行おうとする場合に、複数の射撃指導員から指導を受けることができないとい う問題もあり、東京オリンピックを見据えた今後の競技力の向上を期する観点から、 改善を求められているところである。

これに対して、年少射撃資格者が練習射撃場において、当該練習射撃場に備え付けられた空気銃を練習用備付け銃として使用することができることとすれば、上記の問題を解消できるほか、年少射撃監督者が練習のたびに指導用の空気銃を運搬する必要がなくなるとともに、当該指導用の空気銃が故障している場合等であっても、射撃練習を行うことが可能となる。なお、練習射撃指導員は、年少射撃監督者と同等の知識、技能等を有することから、年少射撃監督者が不在の場合であっても、年少射撃資格者が特定の練習射撃指導員の下で射撃練習を行うことで、年少射撃資格認定制度と同水準の安全性を確保することも可能である。

(2) 規制の内容

空気銃に係る練習射撃場制度を新設した上、これを年少射撃資格者も利用できることとする。

また、練習射撃場の管理者は、当該練習射撃場において選任されている射撃指導員のうちから当該年少射撃資格者に対する射撃の指導を行う者を指名しなければ、当該練習射撃場に備え付けられた空気銃を年少射撃資格者に使用させてはならないこととし、当該義務違反については、罰則等を設けることにより、担保措置を講じることとする。

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の銃刀法第3条第1項第4号の3及び第4号の6(所持の禁止)第9条の9(練習射撃場の指定等)第9条の10(射撃練習)第9条の11(練習用備付け銃)並びに第9条の13(年少射撃資格の認定)

6 想定される代替案

- (1) 年少射撃資格認定制度を見直して、年少射撃資格者は不特定の射撃指導員の監督を受けて空気銃を所持することができることとする。
- (2) 空気銃に係る練習射撃場の管理者に対して、当該練習射撃場において年少射撃資格者に対する射撃の指導を行う者を指名するよう任意の協力を求めることとする。

7 規制の費用

(1) 遵守費用

改正案については、空気銃に係る練習射撃場の指定を受けるための申請手続等が必要となるほか、練習射撃場の管理者は、当該練習射撃場において年少射撃資格者に対する射撃の指導を行う者を指名しなければならないという法的義務が課されることと

なるが、この法的義務については、当該練習射撃場において既に選任されている射撃 指導員の中から指名するものであり、新たな遵守費用はほとんど生じない。

代替案(1)については、既存の年少射撃資格者が不特定の射撃指導員の監督を受ければ空気銃を所持することが可能となるため、新たな遵守費用は生じない。

代替案(2)については、空気銃に係る練習射撃場の指定を受けるための申請手続等が必要となるほかは、練習射撃場の管理者は法的義務を課されるものではないため、新たな遵守費用はほとんど生じない。

(2) 行政費用

改正案については、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に空気銃に係る練習射撃場を指定する事務や、指名に係る義務の履行状況について検査する事務等が発生するが、既存の事務と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。

代替案(1)については、公安委員会が年少射撃資格を認定する際、特定の射撃指導員に関する事項を確認する事務が不要となるが、既存の事務と一連の体系をなすものであり、行政費用はほとんど変わらない。

代替案(2)についても、公安委員会に空気銃に係る練習射撃場を指定する事務や、 練習射撃場の管理者に対して任意の協力を求める事務等が発生するが、既存の事務と 一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。

(3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、新たな社会的費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、年少射撃監督者が不在の場合等であっても、年少射撃資格者が練習用備付け銃を用いて柔軟に空気銃の射撃練習を行うことが可能となり、我が国の射撃競技における競技力強化が期待できるとともに、射撃練習を行う際には特定の練習射撃指導員の監督を受けることとなるため、射撃練習に伴う事故を未然に防ぐ効果が期待できる。

代替案(1)については、年少射撃資格者は不特定の射撃指導員の監督を受ければ足りることとなるため、柔軟に空気銃の射撃練習を行うことが可能となり、我が国の射撃競技における競技力強化が期待できる一方、年少射撃資格者に対して監督責任を負う者が不明確となり、射撃練習に伴う事故を未然に防ぐことができないおそれがある。

代替案(2)については、年少射撃監督者が不在の場合等であっても、年少射撃資格者が練習用備付け銃を用いて柔軟に射撃練習を行うことが可能となり、我が国の射撃競技における競技力強化が期待できる一方、年少射撃資格者が射撃練習を行う際、必ずしも特定の射撃指導員の監督を受けることを期待できないため、射撃練習に伴う事故を未然に防ぐことができないおそれがある。

9 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

まず、改正案の費用と便益を比較すると、空気銃に係る練習射撃場の指定を受けるための申請手続等が必要となるほかは、新たな費用はほとんど生じないのに対し、便益の

点では、我が国の射撃競技における競技力強化が期待できるとともに、年少射撃資格者の射撃練習に伴う事故を未然に防ぐ効果が期待できるところであり、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では、いずれもほとんど差がないのに対し、便益の点では、代替案の(1)及び(2)には共に上記のような問題点がある。

したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

「銃砲規制の在り方に関する有識者ヒアリング実施結果」(平成26年10月警察庁生活安全局)において、練習環境の充実や練習時間の確保は、競技力向上に有益であり、練習射撃場の管理面や安全面がより強化・徹底され、しっかりと確保されることを前提に練習環境の充実を図るということは競技力向上につながる旨の言及がなされている。

11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、規制の適用状況等を勘案し、本規制によってもなお危害予防上の問題が生じるに至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。